

令和4年度定期監査の結果に関する報告

1 監査実施期間

令和4年4月7日から令和4年4月27日まで

2 監査の実施年月日、実施対象部署及び対象年度

| 実施年月日 | 実施対象部署 | 対象年度 |
|----------------|------------------------------|--------------------------|
| 令和4年 4月7・8日 | 企画部 企画課 広聴広報課 | R2・R3 〃 |
| 4月14・15日 | 建設部 土木課 建築住宅課 建築指導課 | R2・R3 〃 H31(R1)～R3 |
| 4月27日 | 都市整備部 地域交通課 | R2・R3 |
| 以上 6部署 | | |

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用いた。また、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度並びに予防措置状況を勘案した上で実施した。

- (1) 予算執行及び経理事務
- (2) 収入及び支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金等交付事務
- (5) 公有財産等管理業務
- (6) 工事に関する業務
- (7) その他行政事務

予算の執行の状況、経理事務の適否など
調定事務の状況、計数の正確性、効率性など
契約の手続、方法及び内容の適否など
交付の目的、金額、時期及び精算の状況など
土地、建物及び物品などの管理の状況など
工事の設計、施工監理、竣工の状況など
行政効果、事務執行の状況など

4 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

予算の執行及び経理に関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(2) 収入及び支出に関する事務

調定及び収納並びに資金前渡及び概算払などに関する事務については、適正かつ効率的に行われていた。

(3) 契約に関する事務

小額工事等の請負、業務委託、賃貸借などの契約に関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(4) 補助金等交付事務

負担金、補助金及び交付金などの交付事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(5) 公有財産等管理業務

土地、建物及び施設物などの公有財産及び物品などの維持管理については、一部において改善を要する事項がみられた。

(6) 工事に関する業務

工事の設計、執行手続、施工監理、竣工状況などについては、適正に行われていた。

(7) その他行政事務

行政効果、事務執行の状況などについては、適正に行われていた。

監査の結果は以上のとおりであるが、改善を要する事項は実施部署及び項目別にみると、次のとおりである。

なお、事務処理上の誤謬及び注意事項等については、監査時においてその都度指導又は注意しているので、本報告には記述を省略した。

企画部

○契約に関する事務

- ・ 令和2年度地域おこし協力隊員の居住用建物に係る賃貸借契約について、弘前市契約規則第41条の規定による検査調書を作成していなかった。（企画課）
- ・ 業務委託等の契約事務について、弘前市契約規則等に基づく一連の事務をしていないものが多数みられた。（広聴広報課）

○補助金等交付事務

- ・ 令和2年度大学等感染拡大防止対策事業費補助金について、補助金の交付要綱に不備があった。（企画課）

建設部

○予算執行及び経理事務

- ・ 茜の夕陽水辺楽校協議会で使用する郵便切手の購入について、協議会の予算で執行すべきところ、市の予算で執行していた。（土木課）

○契約に関する事務

- ・ 業務委託及び小額工事の契約事務について、弘前市契約規則等に基づく一連の事務をしていないものが多数みられた。（土木課・建築住宅課）

○補助金等交付事務

- ・ 令和3年度弘前市耐震診断義務化建築物耐震補強設計支援事業費補助金について、補助金の交付要綱に不備があった。（建築指導課）

○公有財産等管理業務

- ・ 駐車サービス券について、受払簿による管理が適正でなかった。（建築住宅課）

都市整備部

○契約に関する事務

- ・ 業務委託及び小額工事の契約事務について、弘前市契約規則等に基づく一連の事務をしていないものが多数みられた。（地域交通課）